



障害者控除対象者の認定について

身体障害者手帳などを持っていない場合でも、介護保険の要介護認定を受けている人のうち、寝たきりや認知症の状態によって、障害者控除対象者の認定書を交付しています。

この認定書を掲示すると、所得税や町県民税の申告の際に、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

◆対象者(令和2年12月31日時点)

- ① 障害者控除認定:要介護1から3の認定を受けており、一定の要件を満たす人
- ② 特別障害者控除認定:要介護4または5の認定を受けている人
※障害者手帳などで既に控除を受けている人や、元々非課税の人は申請不要です。
※この認定書は身体障害者手帳の代わりとなるものではありません。

◆申請先

福祉課または宮原振興局 地域振興課 ※印鑑をお持ちください。

☎福祉課 介護保険係 ☎0965-52-5852

健康教室へ参加しませんか?

いつまでも健康な生活を続けるためには、日々の運動が欠かせません。何か運動を始めたい人、健診で運動を勧められた人など、まずは週1回教室に参加して運動習慣を身につけませんか?

運動が苦手な人も専門スタッフがサポートしますので、安心して楽しく健康づくりを始めましょう。

教室名	筋力アップクラブ	フリートレーニング
内容	①ストレッチ ②筋力トレーニング ③脳活性化体操	
対象者	65～74歳	75歳以上
日時	毎週火曜 13時30分～15時30分	毎週火・木曜 9時30分～11時30分
場所	宮原福祉センター	宮原福祉センター(火曜) 健康センター(木曜)
送迎	なし	あり(健康センターのみ)

※教室開始日は参加申し込み月の翌月からとなります。 ※原則6か月のコースとなります。

※現在の運動レベルによっては、上記以外の教室にご案内する場合があります。

◆費用

1回あたり100円

◆準備物

マスク、室内シューズ、飲み物、ハンカチ・タオルなど

◆申込先

福祉課 介護保険係

または地域包括支援センター(宮原福祉センター内)

※申込みは随時受け付けておりますが、参加は月初めからとなります。

※申込み多数の場合は先着順とします。



☎福祉課 介護保険係 ☎0965-52-5852 地域包括支援センター ☎0965-62-3456

成年年齢引き下げ後の成人式について

法律の一部改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられますが、本町では令和4年度(令和5年1月3日開催予定)以降も、これまでどおり20歳を対象年齢として式典を開催します。なお、式典の名称については今後検討します。

【対象者を20歳とする主な理由】

- ・18歳を対象とした場合、大学受験や就職活動の時期と重なり、成人者などの負担が大きいため
- ・18歳成人となっても飲酒や喫煙などの一部権利は認められず、それらの権利が認められる20歳という年齢は大きな節目であることに変わりないため

☎生涯学習課 生涯学習係 ☎0965-52-5860

合併処理浄化槽を設置される人に対して設置費用を補助します

浄化槽とは、生活排水(洗濯時の水やトイレで流した水など)を処理するための設備です。

①合併処理浄化槽、②単独処理浄化槽、③くみ取り槽の3種類があります。

現在は法律により、新しく浄化槽を設置する場合、合併処理浄化槽の設置以外は認められません。

町では、下水道整備計画の区域外に住んでいる人に対して、合併処理浄化槽の設置費用を補助しています。

◆補助対象

- ・新しく設置する場合
- ・単独処理浄化槽またはくみ取り槽から転換する場合

◆補助金額

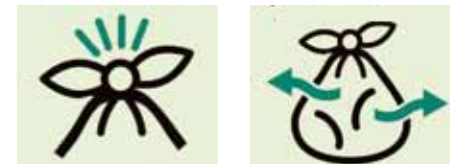
人槽	補助金額(上乗せ補助含む)
5	396,000円
7	510,000円
10	657,000円

☎町民課 戸籍環境係 ☎0965-52-5851

新型コロナウイルスの感染防止を意識してごみを捨てましょう

ごみの収集・運搬、処分を担う人たちの感染予防のために、日頃から感染防止を意識したごみの捨て方を実践しましょう。

- ①マスクやティッシュなどは、小さな袋に入れるなど配慮してごみ袋に入れる
- ②ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋の口をきちんと結ぶ
- ③収集時の破裂を防ぐため、ごみ袋の空気を抜いて出す
- ④ごみを出した後は手を洗う



☎町民課 戸籍環境係 ☎0965-52-5851

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます

お近くに防災行政無線の受信機がなくても、電話で放送内容の確認ができます。

◆確認用の電話番号 0965-52-7831

◆放送内容(役場で録音放送されたもので、24時間前まで)

最新の放送から順番に自動で音声再生されます。

また、音声再生中に下記のプッシュボタンを押すと、指定の録音音声を再生することができます。

・【1#】再生中の音声を最初から再生 ・【2#】次の録音音声を再生 ・【3#】一番最初から再生

☎総務課 生活安全係 ☎0965-52-7111